



## 第 2 章

### - みどりの課題 -

- 第1節 みどりの課題
- 第2節 みどりの課題図



## 第2章 みどりの課題

### 第1節 みどりの課題

本市におけるみどりの課題は以下のとおりです。

#### ■「長岡京らしいみどり」の保全に関する課題

本市の特徴的なみどりとしては、豊かな自然環境のある西山とその山麓の竹林、長岡天満宮や光明寺、柳谷観音楊谷寺などの社寺林、恵解山古墳公園や勝竜寺城公園などの史跡・歴史公園などがあり、「長岡京らしいみどり」を構成しています。

これらの本市の代表的なみどりは、多くの市民に愛され親しまれ、これまで良好な状態で保全されてきました。今後もこの貴重な財産を継承し、守り、活用していくことが重要です。

#### ■これからの公園づくりに関する課題

本市を取り巻く社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応するため、これからの公園づくりについて、検討する必要があります。

##### 1. 都市計画公園※の見直し

本市の都市計画公園(将来の都市像を想定して計画された公園)の多くは、昭和40年代に計画決定され、これまで計画面積の約4割を整備してきましたが、残る未整備部分については、時代の変化や市民ニーズを踏まえた計画の見直しが必要です。

##### 2. 新しい時代に対応した公園づくり

誰もが憩い楽しめる「インクルーシブ※公園」の整備の検討や小規模な公園・緑地の再編・再配置の検討など、新たな社会の流れに対応した公園づくりを進める必要があります。

##### 3. 市民の声に応える公園づくり

市民アンケートでは「公園のリニューアル」や「暑熱対策」などを求める声が多く寄せられており、これまで進めてきた公園施設の更新を継続するとともに、公園の機能強化に取り組む必要があります。

## ■まちなかのみどりに関する課題

本市では、中心市街地を「緑化重点地区※(みどりを重点的に増やすエリア)」に位置付けるなど、まちなかのみどりを増やす取組を行ってきましたが、依然として、みどりの量は十分とはいえません。一方、建物が密集する市街地では、新たな大規模公園の整備が困難なことから、公共施設(市役所、公園、道路など)での緑化の推進に加え、住宅地や商業地など民有地での緑化も促進していく必要があります。また、市街地の農地は減少傾向にあります。農地はグリーンインフラ※の推進に資する重要なみどりであることから、保全の促進が必要です。

## ■公園の適切な維持管理や魅力向上に関する課題

本市では、西山を保全する「西山森林整備推進協議会※」の設立、まちなかの公園等の花や樹木の世話等を行う「みどりのサポーター制度」の創設、さらに「西代里山公園運営検討会」の設置など、みどりを保全する多様な担い手を生み出してきました。

今後は、これらの制度や協議会等を継続し、次世代へ引き継いでいくとともに、さらに、民間の創意工夫を活かした官民連携手法※の導入のほか、維持管理費の財源確保、行政だけでなく市民や事業者等とのパートナーシップで公園マネジメントができる環境整備に力を入れる必要があります。



西山の遠景

## 第2節 みどりの課題図

本市のみどりの課題について、下図のとおり、まとめました。

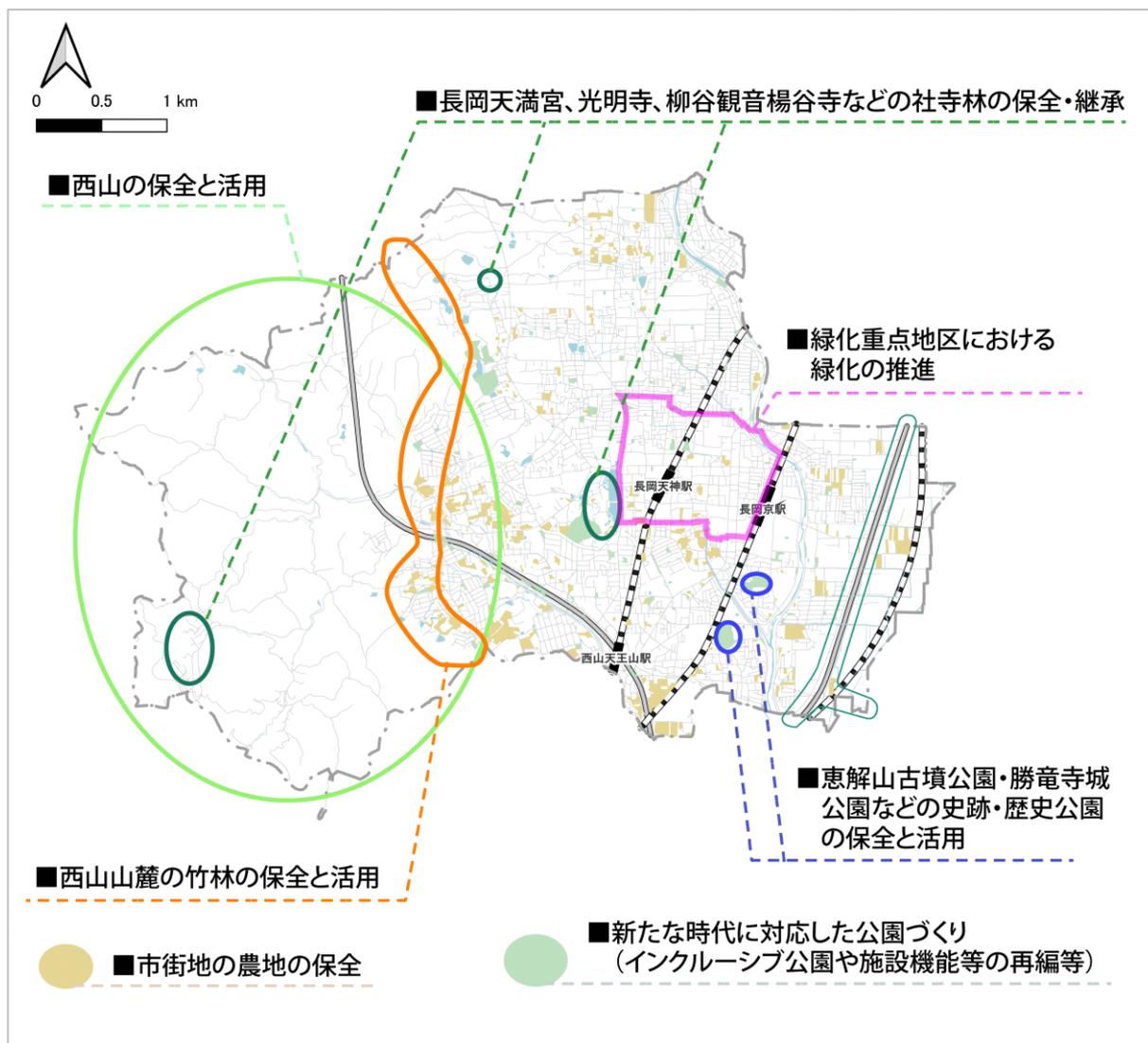


図2-2-1 みどりの課題図

## 【「粟生畑ケ田公園(インクルーシブ\*公園)」について】

2024(令和6)年11月26日、市北部の粟生畑ケ田地内に、市内初のインクルーシブ公園となる「粟生畑ケ田公園」がオープンしました。インクルーシブ遊具や健康遊具、駐車場を備えた面積約1,800㎡の公園です。「インクルーシブ」とは、あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう、みんなで援護し、社会の構成員として包みこみ、支え合うことを意味しています。つまりインクルーシブ公園とは、あらゆる人が利用できる公園のことをいいます。



粟生畑ケ田公園

### 【インクルーシブ遊具】

視覚、聴覚、触覚で遊ぶことができるパネルの付いた複合遊具や、サポート付のブランコ、にぎやかな遊び場が苦手な子が少人数でゆっくりと過ごせる隠れ家的遊具など、複数の遊具があります。



複合遊具



ブランコ(サポート付き)



ゴムボール・隠れ家(ドーム)



ネット遊具



## 第3章

### - みどりの基本理念等 -

- |     |                 |
|-----|-----------------|
| 第1節 | みどりの基本理念        |
| 第2節 | みどりの将来像         |
| 第3節 | みどりの基本方針        |
| 第4節 | みどりの目標          |
| 第5節 | 施策体系            |
| 第6節 | 具体的な施策          |
| 第7節 | 都市公園などの整備と管理の方針 |
| 第8節 | 緑化重点地区の方針       |



## 第3章 みどりの基本理念等

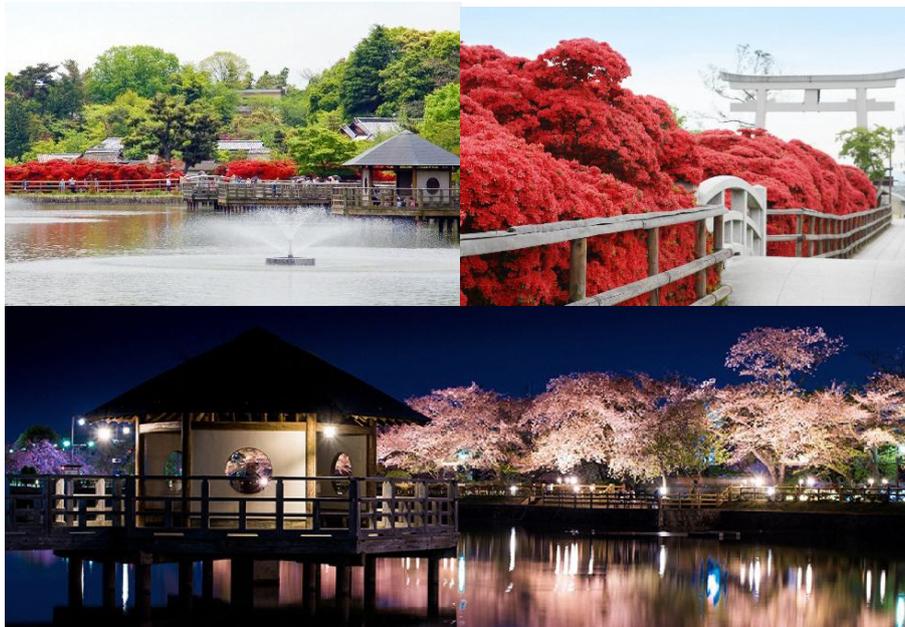
### 第1節 みどりの基本理念

本市は、歴史・文化と水・みどりが調和する、魅力あふれるまちです。これらの誇りある風土は先人の営みの成果であり、次世代へ継承することは私たちの責務です。また、私たちの暮らしにゆとりをもたらす「みどり」をさらに磨き上げる必要があります。

本市を取り巻く社会は、少子・高齢化の進展、ライフスタイルの多様化など大きな転換点にあります。地球温暖化や生物多様性<sup>\*</sup>の損失など地球規模の課題への市民意識も年々高まっています。

こうした状況を踏まえ、前計画の基本理念である「市民が誇れる風格とゆとりのあるみどり」を継承し、第4次総合計画の将来像「住みたい 住みつけたい 悠久の都 長岡京」と都市計画マスタープラン<sup>\*</sup>の都市づくりの理念「～訪れたい、住みたい、住み続けたい～みどり・歴史・ひとの織りなすにぎわいとうるおいの 長岡京」を包含した『風格とゆとりある みどりが彩る 悠久の都 長岡京』を新たな基本理念として掲げます。

**風格とゆとりある みどりが彩る 悠久の都 長岡京**



長岡天満宮八条ヶ池

## 第2節 みどりの将来像

本市の目指すべきみどりの姿について、長岡京らしいみどりをはじめとしたみどりの拠点や、街路樹などの主要道路のみどりのネットワーク、小畑川や小泉川の水辺のネットワーク、さらに農地や山林の面的なみどりで構成される「みどりの将来像」として示します。

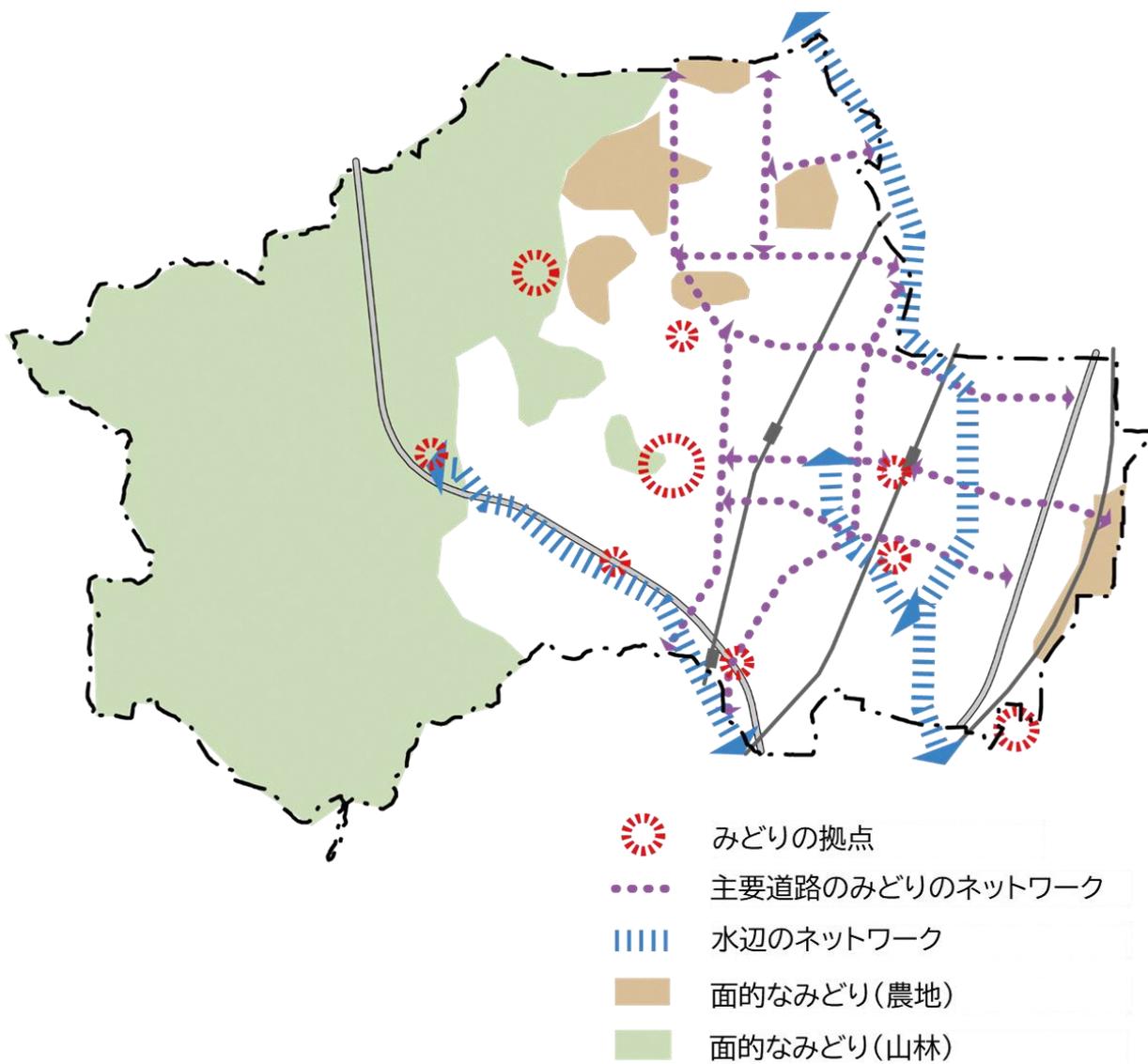


図3-2-1 みどりの将来像

## 第3節 みどりの基本方針

### 1. みどりの基本方針

本市のみどりの課題、みどりに関する市民意識や上位計画等を踏まえ、次のとおり、4つの基本方針を設定しました。

#### 「長岡京らしいみどり」を守ります

西山や長岡天満宮などの社寺林、恵解山古墳公園などの史跡・歴史公園など、「長岡京らしいみどり」をこれからも守っていきます。

#### 魅力のあるみどりを増やします

社会情勢の変化や市民ニーズの多様化など、新しい時代に対応した魅力のある公園にしていきます。

#### まちなかのみどりを創り、活かします

まちなかのみどりについて、市民等の協力のもと、緑化を進めていきます。

#### 共創<sup>\*</sup>により、みどりを守り、育みます

多様な主体が連携し、みどりを保全し、次世代へ引き継いでいきます。

## 2. みどりの配置方針

都市の緑地は多面的な機能を有しており、その機能に応じて配置方針を定めることで、各緑地が密接な関連をもって都市全体で有機的に機能することができます。

本計画における基本理念「風格とゆとりある みどりが彩る 悠久の都 長岡京」の実現にあたっては、長岡京らしい風致の保全・育成や、防災や環境、日常的な生活面でのみどりとの共存・共生が重要となることから、次の4つの機能の視点から配置方針を定めます。

### 4つの機能・配置方針

長岡京らしいみどり	長岡京市が大切に育んできた歴史・文化や自然環境を感じられるみどりを守り育てるため、その配置の方針を示します。
まちの防災に資するみどり	激甚化・頻発化する都市災害に備え、グリーンインフラ*として効果的に機能するみどりの配置の方針を示します。
環境保全に寄与するみどり	人と自然が共に暮らせる環境づくりに向けて、人と自然の双方にとって豊かで暮らしやすい環境をつくるみどりの配置の方針を示します。
暮らしの活動に寄り添うみどり	レクリエーションや産業などでのみどりの活用を通じ、地域の課題解決や活性化につながるみどりの配置の方針を示します。

## ① 長岡京らしいみどりの配置方針

### ■配置の骨格

-  背景のシンボルである西山
-  歴史的な街道
-  歴史的資源が核となるみどり
-  保存樹木・天然記念物

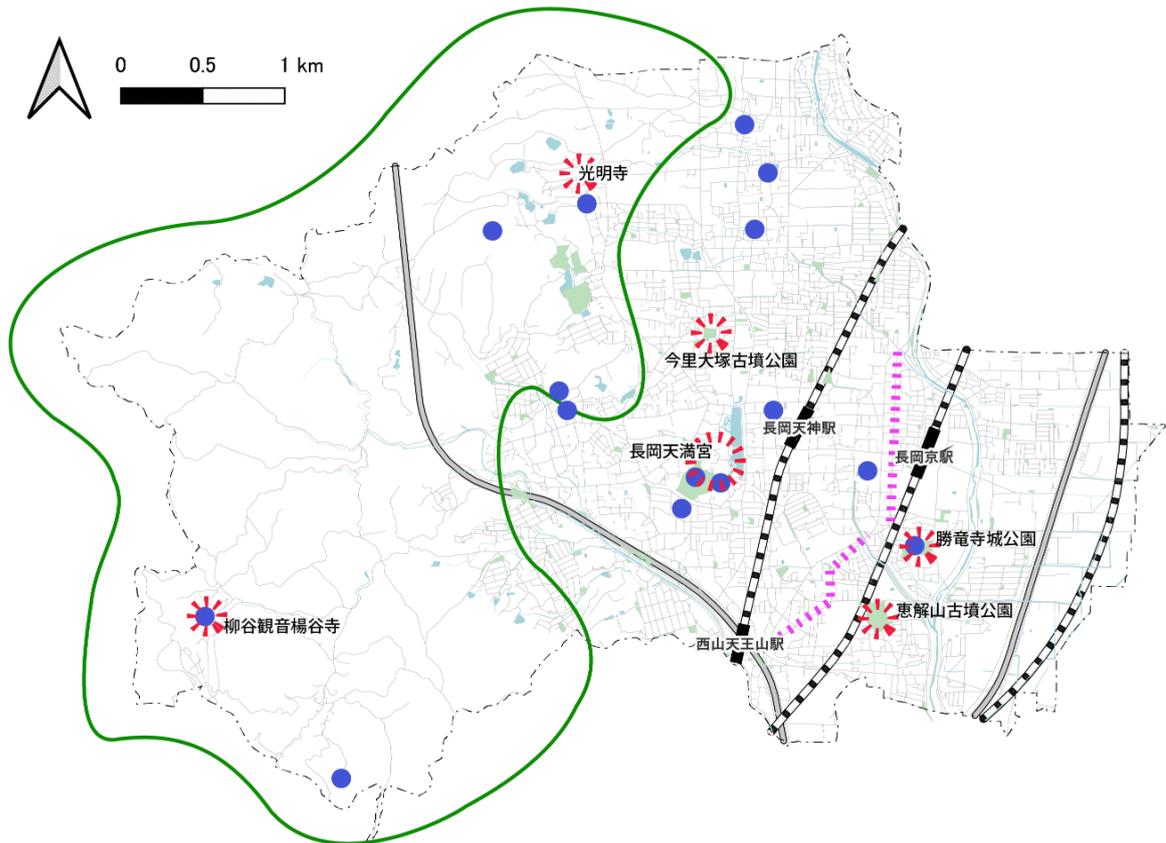


図3-3-1 長岡京らしいみどりの配置方針図

### 長岡京らしいみどりの配置方針

#### 【配置の骨格】

背景のシンボルである西山	西山は市内の多くの場所から望むことができ、長岡京らしい景観を形作る重要な要素であるため、その保全を図ります。
歴史的な街道	長岡京市景観計画(2018(平成30)年12月)で旧街道軸として位置付けられる西国街道については、良好な景観形成を誘導します。
歴史的資源が核となるみどり	長岡天満宮などの社寺林は、本市を象徴する貴重なみどりであり、その保全と活用を図ります。また、歴史的資源を基盤とする公園についても、歴史的風致の保全と活用を図ります。
保存樹木・天然記念物	保存樹木 <sup>*</sup> や天然記念物は、本市の風土に根差した重要なみどりであり、その保全を図ります。

## ② まちの防災に資するみどりの配置方針

### ■配置の骨格

- 適切に管理された山林
- 遊水・浸水機能を有する郊外のまとまった農地
- 遊水・浸水機能を有する市街地の農地
- |||| 延焼防止機能のある水辺のネットワーク
- 延焼防止機能のある主要道路のみどりのネットワーク
- 防災機能の位置付けのあるみどり

### ■骨格が十分に機能を発揮するうえで重要となるエリア

- 山麓として治山対策が重要となるエリア
- 浸透機能のある緑の確保が重要となるエリア
- 遊水機能のある緑の保全が重要となるエリア
- 緑化重点地区

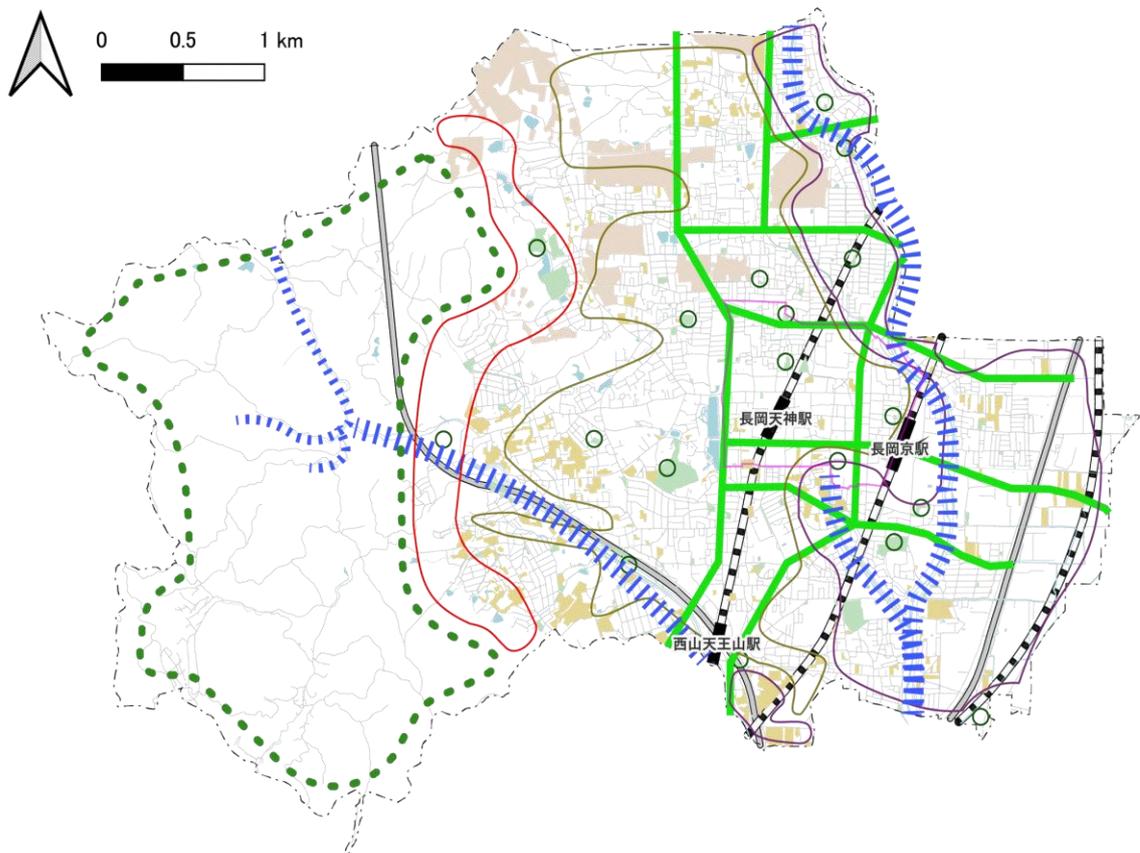


図3-3-2 まちの防災に資するみどりの配置方針図

## まちの防災に資するみどりの配置方針

### 【配置の骨格】

適切に管理された山林	保安林 <sup>※</sup> や地域森林計画 <sup>※</sup> 対象民有林などの山林を適切に保全し、土砂災害などの発生抑制を図ります。
遊水・浸水機能を有する郊外のまとまった農地	市街地周辺に広がる大規模な農地は、水害時に遊水・浸水機能を発揮するため、その保全を図ります。
遊水・浸水機能を有する市街地の農地	市街地内に点在する小規模な農地は、水害時に下水道や河川への流入量を調整する役割を持つため、その保全を図ります。
延焼防止機能のある水辺のネットワーク	河川空間は火災発生時に延焼防止帯としての機能するため、その保全を図ります。
延焼防止機能のある主要道路のみどりのネットワーク	街路樹帯は火災発生時に延焼防止帯として機能するため、その整備と適切な維持管理を進めます。
防災機能の位置付けのあるみどり	長岡京市地域防災計画において位置付けのある公園については、その防災機能の維持を図ります。

### 【骨格が十分に機能するうえで重要となるエリア】

山麓として治山対策が重要となるエリア	西山と市街地の境界付近に位置する山麓は、防災上とくに重要な地域であるため、土砂災害の発生抑制に向けた治山対策を推進します。
浸透機能のあるみどりの確保が重要となるエリア	浸水のおそれが高い地域(高台)では、水害時に氾濫した水を一時的に貯められるみどりが重要となるため、その配置を図ります。
遊水機能のあるみどりの保全が重要となるエリア	浸水のおそれが高い地域(低地)では、水害時に河川や下水道へ流れ込む水量を調節するみどりが重要となるため、その配置を図ります。
緑化重点地区	緑化重点地区 <sup>※</sup> は、市役所をはじめ避難所などの災害時に重要となる拠点が多く、人口も多い地域であることから、特に重点的にみどりの配置を図ります。

### ③ 環境保全に寄与するみどりの配置方針

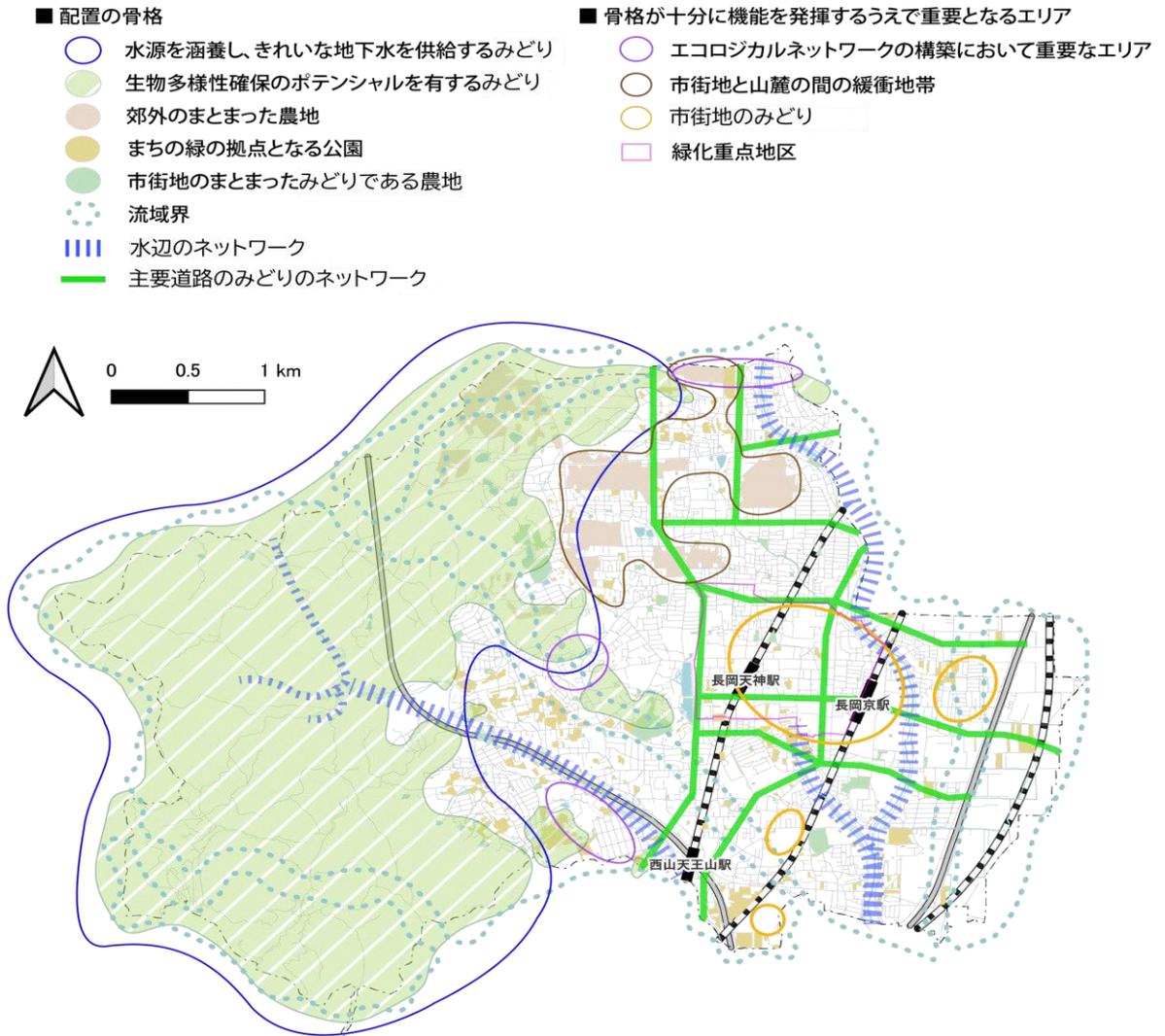


図3-3-3 環境保全に寄与するみどりの配置方針図

## 環境保全に寄与するみどりの配置方針

### 【配置の骨格】

水源を涵養し、きれいな地下水を供給するみどり	西山は、雨水を地下に蓄えて自然浄化し河川へ供給するとともに、夏季には冷涼な空気の流れを生むことから、その保全を図ります。
生物多様性確保のポテンシャルを有するみどり	樹林地の豊かな植物相は生物多様性※を高め、市内のエコロジカルネットワーク※の基点となるため、その保全を図ります。
郊外のまとまった農地	市街地周辺に広がる農地は、生き物の貴重な生息の場であるとともに、都市と自然の緩衝帯となることから、その保全を図ります。
まちのみどりの拠点となる公園	公園は都市における貴重なオープンスペースとして居住環境の向上に寄与するため、その保全を図ります。
市街地のまとまったみどりである農地	市街地内の小規模農地は、生き物の拠点であるとともに、自然的土地利用としてヒートアイランド現象※の緩和に寄与するため、その保全を図ります。
流域界	流域ごとに水質や植生が異なるため、それぞれの特性に応じた樹木の選定に配慮します。
水辺のネットワーク	河川は連続したみどりの空間として環境への影響が大きいいため、水質の維持と河川空間の適切な維持管理を推進します。
主要道路のみどりのネットワーク	街路樹は生き物の移動経路として機能し、夏季には枝葉が日陰をつくるなど快適な歩行環境に寄与するため、その整備と適切な維持管理を推進します。

### 【骨格が十分に機能するうえで重要となるエリア】

エコロジカルネットワークの構築において重要なエリア	エコロジカルネットワークの基点同士の間中に位置し、みどりが生まれることでネットワークの拡大が期待されるエリアについては、みどりの保全や創出を誘導します。
市街地と山麓の間の緩衝地帯	市街地と山麓の間にある地域は、みどりが存在することで市街地中心部の環境向上が期待されるため、大規模農地などの保全を推進します。
市街地のみどり	市街地に中心部は、建物や舗装が多く地面が熱をもちやすいため、みどりの保全や創出によってヒートアイランド現象の緩和を図ります。
緑化重点地区	緑化重点地区※は人口が多く、みどりを整備することで多くの人が恩恵を受ける地域であることから、みどりの保全や創出を重点的に図ります。

#### ④ 暮らしの活動に寄り添うみどりの配置方針

##### ■配置の骨格

-  西山のみどり
-  農業のみどり
-  主要道路のみどりのネットワーク
-  レクリエーション活動の拠点
-  インクルーシブ公園

##### ■骨格が十分に機能を発揮するうえで重要となるエリア

-  公園が多い地域
-  子どもが多い地域
-  高齢者が多い地域
-  緑化重点地区

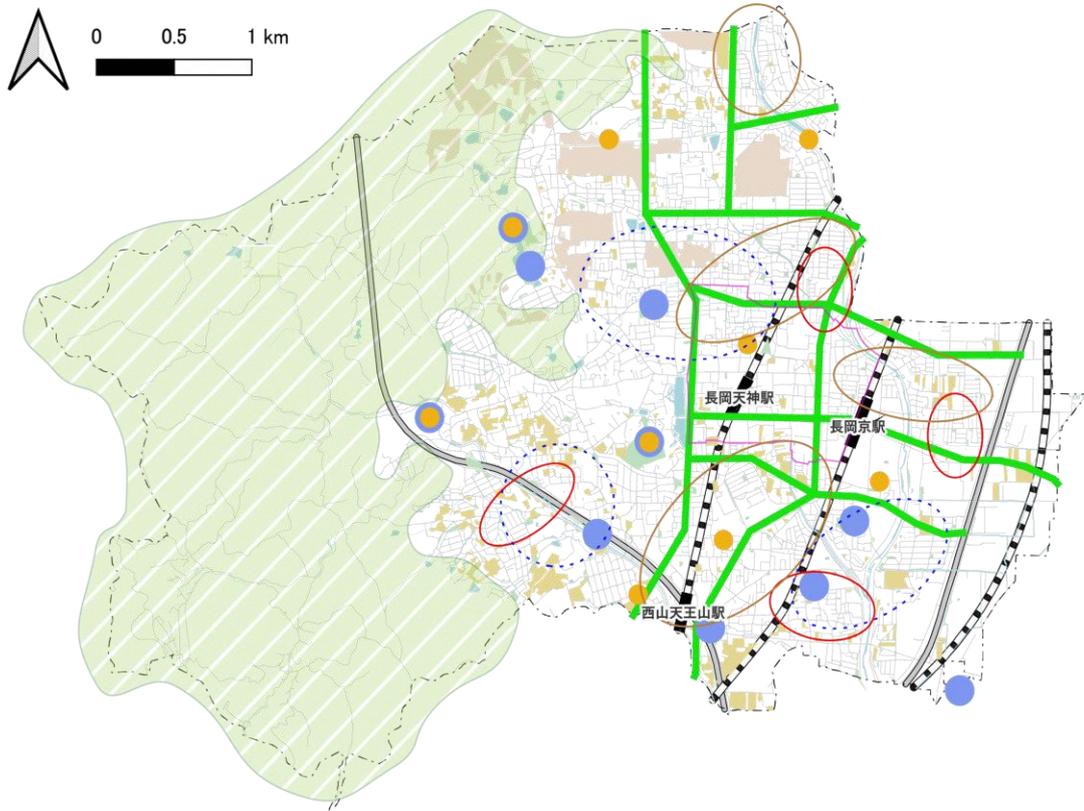


図3-3-4 暮らしの活動に寄り添うみどりの配置方針図

## 暮らしの活動に寄り添うみどりの配置方針

### 【配置の骨格】

西山のみどり	行政やボランティアによる森林整備が進められ、里山として活用されています。また、適切に管理された森林は地下水を蓄え、市内の飲料製造業の重要な水源となることから、その保全を図ります。
農業のみどり	市内では都市型農地で営農が行われており、これらの農地の保全を図ります。
主要道路のみどりのネットワーク	街路樹は歩行者と車の動線を分離し安全性を高めるほか、運転者の視線誘導にも寄与します。都市計画道路のうち存続する路線では緑化を推進し、これらの機能を強化します。
レクリエーション活動の拠点	主要な公園は、スポーツ施設や歴史・文化資源を有し、交流やコミュニティ形成の場となることから、これらの機能を活用します。
インクルーシブ公園	市域に偏りなくインクルーシブ <sup>*</sup> 公園を配置し、誰もが安心して訪れられる公園環境を整えます。

### 【骨格が十分に機能するうえで重要となるエリア】

公園が多い地域	複数の公園の利用圏域が重複する地域については、公園の統廃合や再編を検討します。
子どもが多い地域	子どもの多い地域では、子どもが利用しやすい公園の整備等を図ります。(配置方針図は 2020(令和2)年国勢調査の14歳以下人口分布を使用)
高齢者が多い地域	高齢者が多い地域では、高齢者が利用しやすい公園の整備等を図ります。(配置方針図は 2020(令和2)年国勢調査の65歳以上人口分布を使用)
緑化重点地区	緑化重点地区 <sup>*</sup> は人口が多く、みどりを整備することで多くの人が恩恵を受ける地域であることから、みどりの保全や創出を重点的に図ります。

## 第4節 みどりの目標

### 1. 計画フレーム

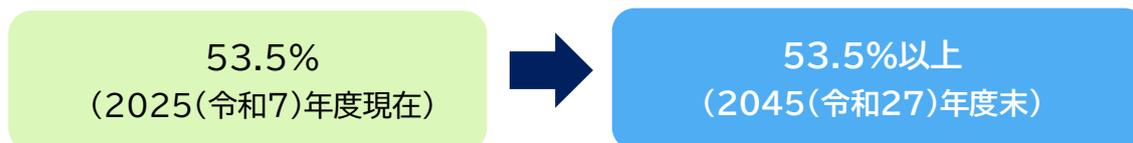
項目	年次	現況 2024(令和6)年	目標年次 2045(令和27)年
人口規模 長岡京市域 (市街化区域※)		82,258人 (81,500人)	推計値 71,794人 (71,132人)
計画対象区域 都市計画区域※ (市街化区域)		1,917ha (958ha)	推計値 1,917ha (958ha)

資料:人口実績値(国勢調査)／人口推計値(国立社会保障・人口問題研究所)  
都市計画区域・市街化区域(令和6年都市計画現況調査)

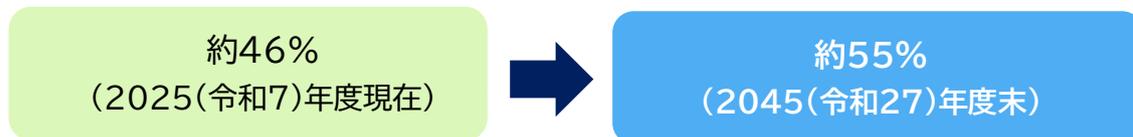
市街化区域内の人口推計値は、市域全体の推計値に2024(令和6)年4月の人口比率を乗じた。

### 2. みどりの目標

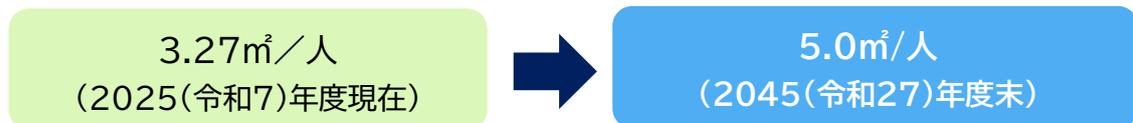
目標指標① 市域全体に対するみどりの割合(緑被率<sup>注1</sup>)



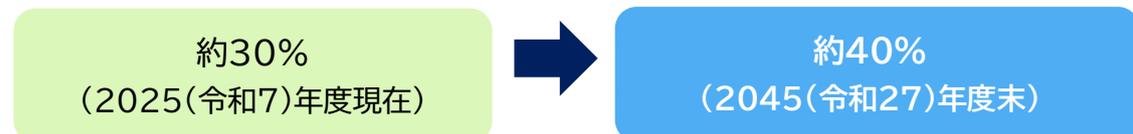
目標指標② 市民の「みどりの質<sup>注2</sup>」に対して満足している割合



目標指標③ 市民一人当たりの都市公園<sup>※</sup>面積



目標指標④ 市民が月に一回以上、公園を利用する割合<sup>注3</sup>



注1 緑被率<sup>※</sup>とは、樹木等で覆われた土地の割合です。

注2 「みどりの質」とは、みどりによる景観、季節感、緑陰、維持管理などです。数値は市民アンケートで、「満足している」「どちらかといえば満足」と回答した方の割合です。

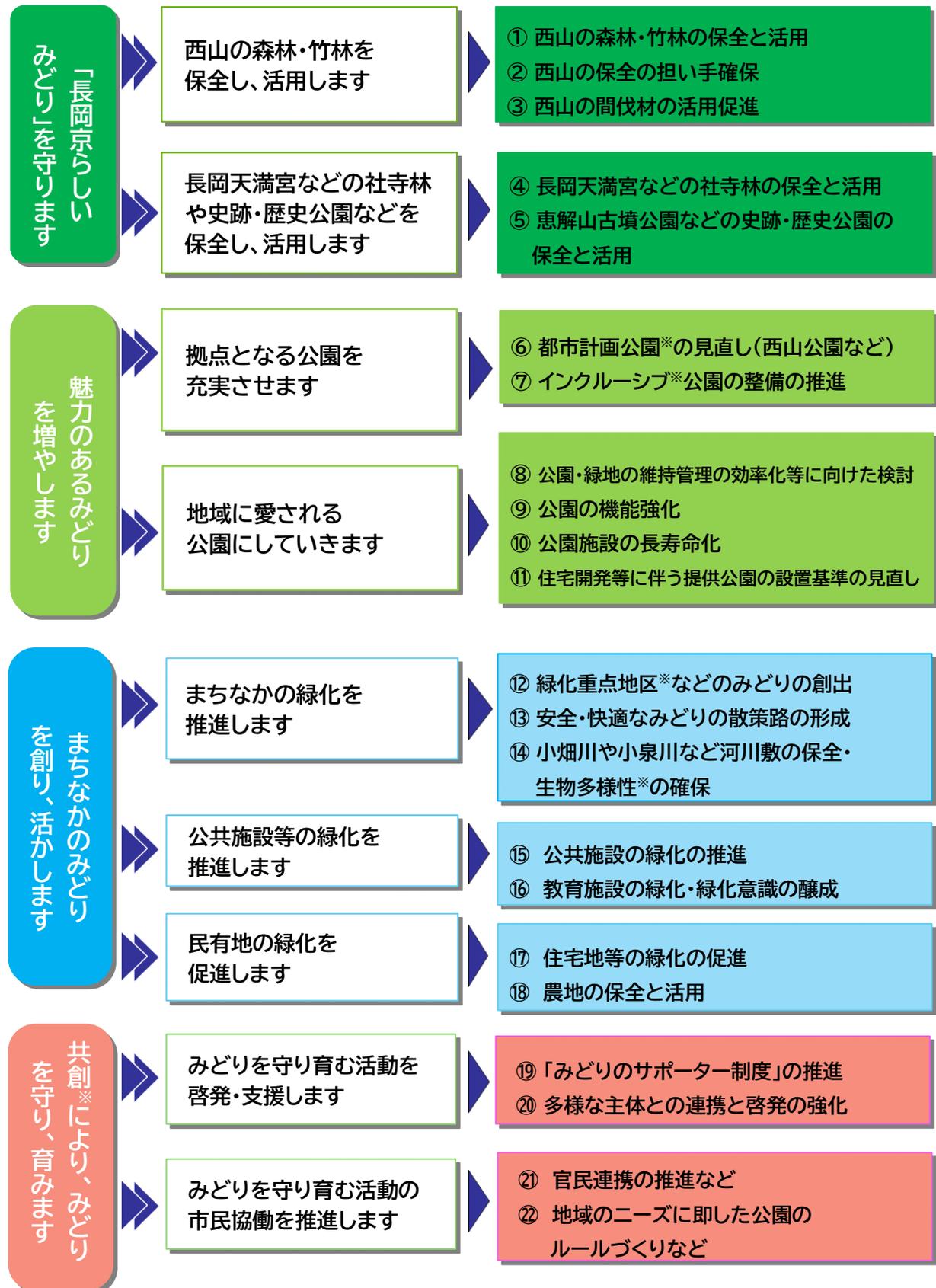
注3 数値は市民アンケートで「月に1回」以上、公園を利用すると回答した方の割合です。

## 第5節 施策体系

【基本方針】

【基本的施策】

【具体的な施策】



## 第6節 具体的な施策

### 基本方針1 「長岡京らしいみどり」を守ります

#### ① 西山の森林・竹林の保全と活用

西山は、市域面積の約4割を占めており、「長岡京らしいみどり」の主要な構成要素となっています。西山のほぼ全域が京都近郊緑地保全区域<sup>※</sup>に指定されているほか、西山の大半は、地域森林計画<sup>※</sup>の対象となる民有林として、これまで計画的に良好なみどりが保全されてきました。また、西山では、森林や竹林の荒廃や放置された竹林の拡大などに対応するため、2005(平成17)年度に「西山森林整備推進協議会<sup>※</sup>」が設立されました。これまで同協議会により、西山の森林・竹林整備等が進められ、良好なみどりの保全に寄与しています。

さらに、市民アンケートでは、回答者のうち、「身近な森林・里山の保全」を求める方が41.3%、「子どもたちが自然とふれあう機会の提供」が41.0%と、「自然環境と触れ合う場」を求める声が多いことから、自然環境が豊かな西山の積極的な活用が望まれています。

このような背景から、西山では今後も森林や山麓の竹林を保全するとともに、市民の豊かな暮らしの実現に貢献するために、生物多様性<sup>※</sup>に富んだ森林整備を進めていくことが求められます。

#### 【具体的な施策】

- 西山森林整備推進協議会への継続的な支援を行い、地域と連携し、森林等整備を推進します。
- 林道等の整備により、保全活動や市民が散策をしやすい環境整備を図ります。
- 猟友会や農家組合長連絡協議会との連携により、防護柵設置など、イノシシやシカなどによるタケノコなどの農作物の被害(獣害)対策を実施します。

#### ② 西山の保全の担い手確保

西山では、これまで、西山森林整備推進協議会が中心となり、森林や竹林整備などの様々な取組を通して、良好な自然環境が保全されてきました。こうした取組は、多様な主体によって森林保全活動を継続的に実施されることが望まれます。このため、まずは西山の魅力や役割、そこで行われている様々な活動について、市民の関心を高めることが重要です。

#### 【具体的な施策】

- 西山の森林・竹林整備のボランティア活動や体験イベントなどの機会を提供します。
- 西山に親しんでもらうきっかけとしての役割を担う西代里山公園・西山公園の活用を促進します。

#### ③ 西山の間伐材の活用促進

西山での森林・竹林の整備等に伴って発生する間伐材について、市域内での利活用を促進するために、教育機関や企業等へのヒアリング等を通して、長岡京市産木材のニーズを把握し、地域での活用を図ります。

#### 【具体的な施策】

- 公共施設等での木材利用を推進します(「長岡京市産木材の利用促進に関する基本方針」)。
- 教育機関・企業へのヒアリングを通じて間伐材の利活用のニーズを把握します。
- 木質バイオマスの利用について、薪ストーブなどの導入を支援します。

## 基本方針1 「長岡京らしいみどり」を守ります

### ④ 長岡天満宮などの社寺林の保全と活用

「長岡京らしいみどり」を構成する要素の一つとして、長岡天満宮や光明寺、柳谷観音楊谷寺などの社寺林があり、良好な景観を形成しています。長岡天満宮や光明寺付近は西国風致地区<sup>※</sup>に、楊谷寺付近は文化財環境保全地区に指定されており、これまで良好なみどりが保全されてきました。また、長岡天満宮のキリシマツツジや光明寺のモミジ、楊谷寺のアジサイなどは、本市を代表する観光資源であり、見頃には多くの観光客が訪れています。



長岡天満宮(キリシマツツジ)

今後も引き続き、このような「長岡京らしいみどり」を保全し、観光資源として活用していく必要があります。

#### 【具体的な施策】

- 長岡天満宮八条ヶ池のキリシマツツジ(景観重要樹木<sup>※</sup>)を適切に保全します。
- 保存樹木<sup>※</sup>について、定期点検を実施するなど、適切に保全します。
- 長岡天満宮のキリシマツツジや光明寺のモミジ、柳谷観音楊谷寺のアジサイなどの見頃の時期には、長岡京市観光協会の主催するイベントの実施やPRなどを支援します。
- 案内板やパンフレットなどにより、社寺とみどりに関する歴史的・文化的価値を伝えます。

### ⑤ 恵解山古墳公園などの史跡・歴史公園の保全と活用

恵解山古墳公園や今里大塚古墳公園などは、本市の重要な歴史的資産であるとともに、日頃から市民の憩いやレクリエーションの場としても利用されています。また、勝竜寺城公園は、多くの観光客が訪れており、毎年開催される「長岡京ガラシャ祭」では、会場として利用されるなど、広く市民に親しまれています。今後も引き続き、これらの史跡・歴史公園を保全・活用していく必要があります。



恵解山古墳公園

#### 【具体的な施策】

- 恵解山古墳公園・勝竜寺城公園など、市民などに親しまれる公園となるように、保全と活用を図ります。
- 歴史的資産を活用したイベントを実施するなど、活用に向けた取組を進めます。
- 案内板やパンフレットなどにより、史跡・歴史公園に関する歴史的・文化的価値を伝えます。

## 基本方針2 魅力のあるみどりを増やします

### ⑥ 都市計画公園※の見直し(西山公園など)

本市の都市計画公園は、これまでに計画面積全体の約46%の整備が完了しています。一方で、未整備の都市計画公園の多くは、昭和40年代に計画決定されたものであり、現在では、社会情勢の変化により、当時想定されていた役割や市民ニーズとの間に乖離が生じています。このため、未整備の都市計画公園については、多角的な視点から公園の必要性や代替性、実現性等を総合的に勘案した計画の見直しが必要です。特に、西山公園については、未整備区域と隣接する長法寺南原古墳の区域も含めて、公園の計画を検討し、整備を推進します。



西山公園(ジャブジャブ池)

#### 【具体的な施策】

- 西山公園の未整備区域と長法寺南原古墳の区域について、官民連携手法※の導入を見据え、民間事業者等への意見聴取(サウンディング調査※等)を実施し、その結果を踏まえて、公園の計画を検討し、整備を推進します。
- その他の都市計画公園の未整備区域について、整備の必要性等を踏まえ、見直しを進めます。

### ⑦ インクルーシブ公園の整備の推進

本市では、2022(令和4)年度に『いつでもだれでもみんなが憩い楽しめる公園づくり』整備指針(インクルーシブ※公園づくり)」を策定し、2024(令和6)年度に初めてとなるインクルーシブ公園「粟生畑ケ田公園」を整備しました。2025(令和7)年度には、引き続き、長岡公園と西山公園をインクルーシブ公園として整備しました。今後も公園の規模等を考慮しながら、新たなインクルーシブ公園の整備を推進します。



粟生畑ケ田公園

#### 【具体的な施策】

- インクルーシブ公園については、市内全域の小中学校区を対象に、バランスよく配置し、遊具や施設が特定のゾーンやエリアに集中することなく整備を推進します。

### ⑧ 公園・緑地の維持管理の効率化等に向けた検討

本市の公園・緑地の中には、規模が小さく、利用頻度の低い公園等もあります。こうした小規模公園等の維持管理は、財政面・人員面での負担となっています。一方で、子育て支援や高齢社会等の多様化する市民ニーズへの対応も求められています。このため、効率化に向けた公園機能の再編・再配置の検討や維持管理費の確保のために「長岡京市公園・緑地整備基金条例※」を見直します。

#### 【具体的な施策】

- 利用実態、地域特性、子育て支援・高齢者利用など多様な観点から小規模公園の再編・再配置の検討を行うとともに、利活用ニーズに応じて柔軟で弾力的な運用を進めます。
- 公園・緑地の維持管理費の財源確保のために「長岡京市公園・緑地整備基金条例」を見直します。

## 基本方針2 魅力のあるみどりを増やします

### ⑨ 公園の機能強化

公園には、環境保全や子育て支援、防災など、様々な機能があり、より魅力のある公園としていくため、これらの機能を強化していく必要があります。

まず、西山公園では防災機能の向上のため、防災設備の設置を行います。また、市民アンケートでは、公園の機能として「暑熱対策・ヒートアイランド現象※への対策(67.9%)」を求める声が多く、また、公園施設としては「トイレ(60.7%)」「ベンチ(51.2%)」「日よけ(42.5%)」「水飲み場・手洗い場(35.5%)」などを望む声が多かったことから、公園の規模等に応じて、パーゴラやベンチの設置、グラウンドの芝生化などを進め、公園機能の強化を図ります。



西山公園

#### 【具体的な施策】

- 広域避難場所(西山公園等)では、マンホールトイレ、防災四阿※(ぼうさいあずまや)、かまどベンチなどの防災設備を設置します。
- 公園の規模や特性等に応じて、大屋根(全天候型に対応)やパーゴラ、四阿(あずまや)、水飲み場、ベンチなどの設置を推進します。

### ⑩ 公園施設の長寿命化

本市では、2019(平成31)年に「長岡京市公園施設長寿命化計画」を策定し、遊具やベンチなどの公園施設の更新を行ってきました。市民アンケートでも、「みどりを守り、増やすために重要な取組」として、「身近な公園のリニューアルや利用の促進(43.1%)」を求める声が多かったことから、引き続き、公園のリニューアルを推進します。



西うぐいす台北公園

#### 【具体的な施策】

- 公園施設長寿命化計画に基づき、引き続き、地域の声を聴きながら、遊具やベンチの更新など、公園のリニューアルを推進します。(「長岡京市公園施設長寿命化計画」)

### ⑪ 住宅開発等に伴う提供公園の設置基準の見直し

本市には、市民の身近なところに小規模な公園や緑地が多数あることが特徴的です。このような公園等の多くは「長岡京市まちづくり条例」に基づき、住宅開発等に伴って整備され、市に提供されたものであり、これまで本市の緑化の推進に寄与してきました。

一方、小規模であるため、スペースが限られることから、公園施設が充実しておらず、あまり利用されていない公園等もあります。このため、今後、提供される公園等については、規模を大きくし、公園施設を充実させて、魅力的な公園等となるように設置基準を見直します。

#### 【具体的な施策】

- 住宅開発等に伴い提供される公園・緑地の設置基準を見直します。

## 基本方針3 まちなかのみどりを創り、活かします

### ⑫ 緑化重点地区※などのみどりの創出

本市では、阪急長岡天神駅からJR長岡京駅にかけての地域を中心としたエリアを、緑化を重点的に進めるエリアとして「緑化重点地区」に位置付けています。これまでに、長岡天神駅東口広場公園やバンビオ広場公園など、まちなかのみどりを増やす取組を行ってきましたが、依然として、みどりの量は十分とは言えない状況です。



長岡天神駅東口広場公園

今後、阪急長岡天神駅周辺のまちづくりの進展に伴って、一定のみどりが増加する見込みはありますが、まちなかでは、すでに住宅や商業施設などが立地しており、新たな公園整備は厳しいことから、市役所庁舎の屋上緑化や校庭の芝生化など、限られた空間を活用した緑化の推進が必要です。

#### 【具体的な施策】

- 阪急長岡天神駅周辺のまちづくりにおいて、広場整備を検討します。
- 公共施設跡地などのオープンスペースにおいて、公園的利用を検討します。
- 市民緑地認定制度※の活用を検討します。
- 優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)※の活用を検討します。
- 雨水浸透対策(雨庭)など、都市防災機能の向上等、グリーンインフラ※の推進を図ります。

### ⑬ 安全・快適なみどりの散策路の形成

まちなかでは、快適な歩行空間を確保するとともに、公園や緑地にはベンチを設置し、河川沿いの遊歩道を整備し、桜並木などの維持管理によって、散策路のネットワーク(水辺のネットワーク・主要道路のみどりのネットワーク)を形成し、本市の魅力的な環境形成を図ります。

#### 【具体的な施策】

- 散策などの市民ニーズに対応するため、犬川の遊歩道の整備や日陰・休憩スペースの設置など、散策路のネットワークの形成を推進します。(「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくり、ウォーカブル※推進都市)
- 樹木の適切な管理・更新等によって、都市景観やゆとりのある生活空間の形成など、グリーンインフラの推進を図ります。

### ⑭ 小畑川や小泉川など河川敷の保全・生物多様性※の確保

小畑川や小泉川の河川敷などは、市民に散策路や休憩の場として利用されているほか、生き物の生息地としても重要な場所であり、生物多様性の確保にも役立つものです。これまで、市民と行政が連携し、実施してきた「小畑川クリーン作戦」などにより、良好なみどりが保全されてきました。今後も河川敷の自然環境の保全に取り組めます。

#### 【具体的な施策】

- 小泉川などの河川沿いの散策路や桜並木の維持管理を行います。
- 小畑川クリーン作戦やゲンジボタルの保護などの市民による保全活動を支援します。

## 基本方針3 まちなかのみどりを創り、活かします

### ⑮ 公共施設の緑化の推進

市役所などの公共施設は、日常的に多くの市民に利用されており、また、建物や敷地の規模も大きいことから、緑化を進めることで、市民の緑化意識の普及・啓発に効果が期待されます。あわせて、道路や公園などの樹木についても、適切な剪定など、維持管理を行うことで、良好な都市空間の形成に寄与します。

今後は、緑化のモデルとなる公共空間の創出を図り、市民や事業者による自主的な緑化活動の促進にもつなげていきます。



阪急西山天王山駅

#### 【具体的な施策】

- 市役所庁舎などの公共施設において、緑化を積極的に推進します。
- 道路や公園の樹木剪定などの適切な維持管理を行い、良好な都市空間の形成に努めます。

### ⑯ 教育施設の緑化・緑化意識の醸成

学校施設では、校庭の芝生化やビオトープ※（生き物が自然に近い環境で生育・生息できる場所）の設置などを通じて、ヒートアイランド現象※の緩和や生物多様性※の確保に効果が期待されます。また、ビオトープにおける自然環境の学習や西代里山公園の農業体験型農園における田植え体験、西山公園において西山地域の自然空間に親しんでもらうことなどを通して、児童・生徒の緑化意識の醸成を図ります。



長岡第六小学校

#### 【具体的な施策】

- 学校施設では、校庭の芝生化やビオトープ設置などを図ります。
- 西代里山公園や西山公園では、(公財)長岡京市緑の協会と連携し、自然観察会や農業体験イベントなどを開催します。



長岡第七小学校



西代里山公園(農業体験型農園)

## 基本方針3 まちなかのみどりを創り、活かします

### ⑰ 住宅地等の緑化の促進

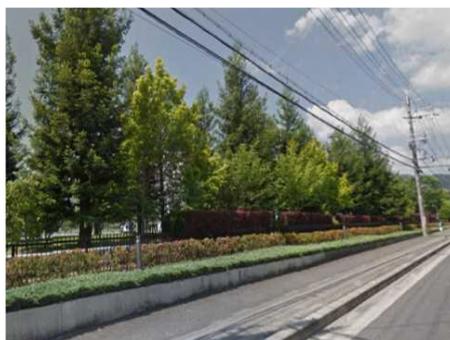
本市の市街地には、既に多くの戸建や集合住宅、商業施設などが立地しており、新たな公園整備などにより、みどりの量を増やすことは困難です。このため、住宅や商業施設等の敷地内において、市民・事業者等の協力のもと、緑化を図ることが必要です。

本市ではこれまで、住宅開発等では、「長岡京市まちづくり条例」に基づき、一定規模の公園緑地の設置等を指導するほか、戸建住宅では生垣等の設置を促進し、緑化の推進を図ってきました。また、大規模工場では工場立地法による緑地面積率等の規制がありますが、地域の実情に応じた規制緩和により工場用地としての継続利用を促し、緑地を維持するための取組を進めています。

引き続き、こうした取組について、広く周知し、緑化の推進に向けて、理解と協力を求めていく必要があります。



住宅地の緑化



工場の緑化

#### 【具体的な施策】

- 住宅開発等では条例等に基づき、公園設置等を指導します（「長岡京市まちづくり条例等」）。
- 住宅の生け垣等設置の支援を継続するとともに、さらに活用しやすくなるように、制度の見直しを検討します（「生け垣等設置費助成金制度」）。
- 地域から提案があり、合意形成を図れた区域では、緑化を規定した地区計画等を検討します。

### ⑱ 農地の保全と活用

農地は、農作物の生産だけでなく、洪水調節や生物多様性\*の確保、うるおいのある田園風景の形成など、多面的な機能があり、グリーンインフラ\*の推進に資する重要なみどりです。このため、「長岡京市農業振興プラン」に基づき、担い手農業者の営農活動を支援することにより、農地の保全・有効活用を促進していきます。



市内の農地

#### 【具体的な施策】

- 農業生産基盤の強化や担い手育成支援により、農地の保全・有効活用を促進します。
- 生産緑地制度\*や相続税の納税猶予制度により、農地の保全を促進します。
- 農地の利用状況調査・適正管理指導を行い、耕作放棄地の解消・発生防止に努めます。
- 高齢者が自然とふれあい、園芸のために利用できる「シルバー農園\*」の活用を支援します。
- 良好な自然的環境である農地等については、特別緑地保全地区\*の活用を検討します。

## 基本方針4 共創<sup>※</sup>により、みどりを守り、育みます

### ⑱ 「みどりのサポーター制度」の推進

長岡京市では「みどりのサポーター制度」を2004(平成16)年度に創設し、以降、本市の緑化の保全や良好な都市環境の形成、地域コミュニティの活性化等に寄与してきました。2024(令和6)年度末時点では107団体、1,224名が活動されており、今後もこの制度を継続し、次世代に引き継いでいく必要があります。一方で、市民アンケートでは「(この制度を)知らない(63.0%)」「名前は知っている(28.3%)」と認知度が低いことが明らかとなっており、制度の周知・広報の強化が求められます。

#### みどりのサポーター



長岡京ガラシヤ祭マスコットキャラクターお玉ちゃん

この〇〇〇〇〇〇〇〇は、私たちがボランティアできれいにしています。

「〇〇〇〇〇〇」

長岡京市・(公財)長岡京市緑の協会

#### 【具体的な施策】

- 長岡京市のみどりをテーマとした写真展や花壇コンテストなどのイベントを開催します。
- 緑化についての講習会や先進事例の紹介、専門家の派遣等を実施します。また、講習会でのグループワークなどを通して、参加者のコミュニティ形成を促進します。
- みどりのサポーター制度の活動内容、支援策などについて、市民ニーズや社会情勢に応じて柔軟に見直しを行います。
- 表彰制度や広報での活動紹介により、既存参加者の意欲向上と新規参加の促進を図ります。
- DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、みどりのサポーター制度の認知度向上と参加拡大を図ります。

### ⑳ 多様な主体との連携と啓発の強化

市民の緑化意識の向上と持続的な地域緑化の実現に向けて、(公財)長岡京市緑の協会と連携するとともに、自治会や企業との連携による新たな担い手の確保と支援体制の構築を推進します。また、緑化に関する情報を多様なメディアを通じて発信し、地域全体での緑化の気運を醸成します。一方で、ネイチャーポジティブ<sup>※</sup>(自然再興)の実現に向けては、地域における生物多様性<sup>※</sup>の維持・回復・創出を図るため、2025(令和7)年4月に施行された「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」(地域生物多様性増進法<sup>※</sup>)に基づき、民間事業者等が行う「生物多様性増進活動実施計画<sup>※</sup>」の認定制度の普及・啓発に取り組むとともに、こうした取組への支援を行います。

#### 【具体的な施策】

- 公園等で清掃等の保全活動を行う自治会・町内会に対し、助成金を交付し、地域によるみどりの維持管理を引き続き支援します。
- 市内企業による協賛型花壇(スポンサー花壇)の導入を検討するなど、地域緑化への社会貢献を促進します。
- 市民などの緑化活動に関する情報をホームページやSNS<sup>※</sup>、デジタルサイネージなどで継続的に発信します。
- 生物多様性の保全が図られている区域を把握し、環境省が民間などの取組によって生物多様性の保全が図られている区域を認定する、「自然共生サイト<sup>※</sup>」への登録を検討します。

## 基本方針4 共創<sup>※</sup>により、みどりを守り、育みます

### ① 官民連携の推進など

本市では、西山公園において、施設設置管理許可制度により、便益施設(カフェ)を設置することで、公園の魅力向上を図っています。また、長岡公園では、指定管理者制度を導入し、維持管理の効率化を図るなど、効率的・効果的な管理運営に向けて、官民連携手法<sup>※</sup>の導入を推進しています。

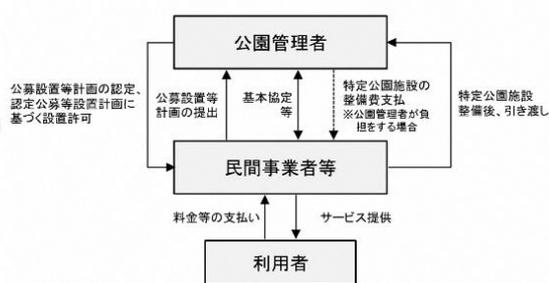
今後は、公募設置管理制度(Park-PFI)<sup>※</sup>等の官民連携手法についても検討し、民間のノウハウを活用した公園の魅力向上や維持管理の効率化を図ります。

#### 【具体的な施策】

- 指定管理者制度を活用し、地域住民や地元企業と連携した公園の魅力向上を図ります。
- Park-PFI 等を活用した効率的・効果的な維持管理体制の構築を検討します。



制度概要図



Park-PFI の事業スキーム

出典:都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン(国土交通省)

### ② 地域のニーズに即した公園のルールづくりなど

公園の利用方法やルールは、本市が地域の実情に応じて、個別に対応してきましたが、公園の利用者は幅広い世代にわたり、ニーズも多様化していることから、行政のみで対応するには限界が生じています。そのため、公園の個々の使われ方や利用ニーズに応じて、利用者や地域住民との合意形成を図りながら、公園ごとのルールや仕組みを設け、柔軟で弾力的な管理運営に努めます。また、「Well-being(ウェルビーイング<sup>※</sup>:心身だけでなく、社会的な面も含め満たされた状態)」の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、ドッグランの開催や施設の設置、プレイリーダー<sup>※</sup>によるインクルーシブ<sup>※</sup>スポーツ体験イベントの開催、園芸療法<sup>※</sup>など、公園の新たな活用方法を広げる取組についても検討します。

#### 【具体的な施策】

- 地域でのワークショップ<sup>※</sup>の開催やプレイリーダー育成などの仕組みづくりを検討します。
- 西代里山公園における運営協議会による整備・利活用の検討を引き続き進めます。
- 地域特性に応じて、コミュニティガーデン<sup>※</sup>やキッチンガーデン<sup>※</sup>などの導入を検討、試行します。

#### 「プレイリーダー」

プレイリーダーの役割:「自由で創造的なあそびを子どもたちと一緒に楽しみ、感動し、学んでいきます。」「子どもたちが冒険心や挑戦心をはぐくみ、実行できるよう、遊びを盛り上げ、見守り、手助けをしていきます。」



出典:(公財)京都市都市緑化協会

## 第7節 都市公園※などの整備と管理の方針

2025(令和7)年4月時点の本市の市民一人当たりの都市公園面積は、3.27㎡/人であり、2016(平成28)年と比較すると増加しているものの、依然として都市公園面積が不足しています。

都市公園の配置状況では、歩いて行ける範囲に都市公園が整備されていますが、大規模な公園がない地域も見られます。また、今後、人口減少が進展することにより、都市公園の整備・管理に係る財源がさらに縮減されることが想定されるため、新たに都市公園を整備することや既存の都市公園を適切に管理することが困難になりつつあります。

そこで、本市においては、「風格とゆとりある みどりが彩る 悠久の都 長岡京」をみどりの基本理念として目指すとともに、都市公園の現状やそれを取り巻く社会情勢を踏まえ、既存ストックの活用を念頭に、「量から質」への転換を図るため、以下の方針に基づき、都市公園などの整備と管理に努めます。

### 【都市公園などの整備と管理の方針】

#### (1)市民の生活の質を高める公園の整備、機能強化

<p>対応する 基本方針・施策</p>	<p>■基本方針2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策⑦インクルーシブ※公園の整備の推進</li> <li>・施策⑨公園の機能強化</li> </ul>
<p>都市公園などの 整備と管理の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市公園は多世代の市民が利用し、地域コミュニティの拠点となる施設であることから、利用状況や市民ニーズを踏まえ、市街化区域※内における拠点性の高い都市公園を中心にインクルーシブ公園やその他、機能の強化を図ります。</li> <li>○市民、民間事業者等による利活用の状況を踏まえた公園再生、防災減災、バリアフリー、夏の日差しを和らげる緑陰の形成など、きめ細かく対応し、居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくりを推進します。</li> </ul>

#### (2)住宅開発等に伴う公園の維持管理

<p>対応する 基本方針・施策</p>	<p>■基本方針2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策⑧公園・緑地の維持管理の効率化等に向けた検討</li> <li>・施策⑩住宅開発等に伴う提供公園の設置基準の見直し</li> </ul>
<p>都市公園などの 整備と管理の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅開発等に伴う公園の整備については、小規模であるため公園施設が充実しておらず、あまり利用されていない公園等もあります。このため、今後、提供される公園等については、規模を大きくし、公園施設を充実させて、魅力的な公園等となるように設置基準を見直します。</li> <li>○小規模公園等の維持管理の効率化に向けて、公園機能の再編・再配置の検討や、維持管理費の確保のために「長岡京市公園・緑地整備基金条例※」を見直します。</li> </ul>

### (3) 民間活力の導入の促進による公園の整備・管理

対応する 基本方針・施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基本方針2               <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策⑥都市計画公園※の見直し(西山公園など)</li> </ul> </li> <li>■基本方針4               <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策⑳官民連携の推進など</li> </ul> </li> </ul>
都市公園※などの 整備と管理の方針	○西山公園の未整備区域等において、今後は、公募設置管理制度(Park-PFI)※などの官民連携手法※の導入についても検討し、民間のノウハウを活用した公園の魅力向上や維持管理の効率化を図ります。

### (4) 計画的な公園施設の長寿命化

対応する 基本方針・施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基本方針2               <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策⑩公園施設の長寿命化</li> </ul> </li> </ul>
都市公園などの 整備と管理の方針	○公園施設長寿命化計画に基づき、引き続き、地域の声を聴きながら、遊具やベンチの更新など、公園のリニューアルを推進します。

### (5) 多様な主体との協働による公園の管理

対応する 基本方針・施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基本方針4               <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策⑱「みどりのサポーター制度」の推進</li> <li>・施策⑳多様な主体との連携と啓発の強化</li> <li>・施策㉒地域のニーズに即した公園のルールづくりなど</li> </ul> </li> </ul>
都市公園などの 整備と管理の方針	○みどりのサポーター制度や西代里山公園における運営協議会による管理を今後も継続的に推進するとともに、地域特性に応じて、コミュニティガーデン※やキッチンガーデン※等、地域による管理・活用を推進します。

## 第8節 緑化重点地区※の方針

### 【概要】

緑化重点地区とは、都市緑地法※第4条第2項第8号の規定に基づき定められた「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。緑化重点地区では、都市公園※の整備や公共公益施設の緑化、民有地緑化に対する助成など行政によるコントロールのほか、地区計画などによる緑化率規制や市民緑地認定制度※、市民緑地契約制度、緑地協定の活用など、地域の状況に応じて官民連携での取組を積極的に推進していくことが考えられます。緑化重点地区の設定については、前計画において、以下に示す条件を参考に設定しており、本計画でも踏襲することとします。

#### 緑化重点地区の設定条件

- ・駅前などの都市のシンボルとなる地区
- ・みどりの少ない住宅地、風致地区※など都市の風致の維持が特に重要な地区
- ・防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
- ・緑化の推進に関し、住民意識が高い地区 など

### 【設定の理由】

本市では、JR長岡京駅及び阪急長岡天神駅周辺が市の中心エリアであり、行政機能のほか、公共施設、商業施設が集中して立地しており、多くの人が集まる地区です。市の玄関口として魅力ある空間形成と、防災・環境面で多機能な緑化を重点的に図るべきことから、緑化重点地区として位置付けます。

### 【重点地区の緑化方針】

**人と自然の結節により長岡京らしさを醸し出す、にぎわいとゆとりのある市の玄関口**

JR長岡京駅及び阪急長岡天神駅周辺は、都市計画マスタープラン※や地域公共交通計画等において、本市の中心的なエリアに位置付けられていることから、長岡京らしさを感じさせる魅力あるエリア形成を図ります。

【施策】

取組	概要
都市公園※の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インクルーシブ※公園の整備</li> <li>・ 市民ニーズに応じた公園の機能整備、暑熱対策(大屋根、パーゴラ、四阿、樹木、水飲み場など)の整備</li> </ul>
公園の適正な配置・量の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模開発公園の発生抑制</li> <li>・ 利用しやすい公園環境の創出に向けた条例改正</li> </ul>
公共施設における緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の中でもシンボルとなる庁舎等の主要な公共施設について、市民へのPR効果等も期待されるため、緑化推進のモデルとして率先的な緑化を推進</li> </ul>
樹木等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全・安心のため樹木の更新等を計画的に実施</li> </ul>
都市農地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産緑地制度※の活用など</li> </ul>
民地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民緑地認定制度※の活用</li> </ul>



図3-8-1 緑化重点地区の方針図



## 第4章

### - 計画の推進に向けて -

第1節 推進体制

第2節 進行管理



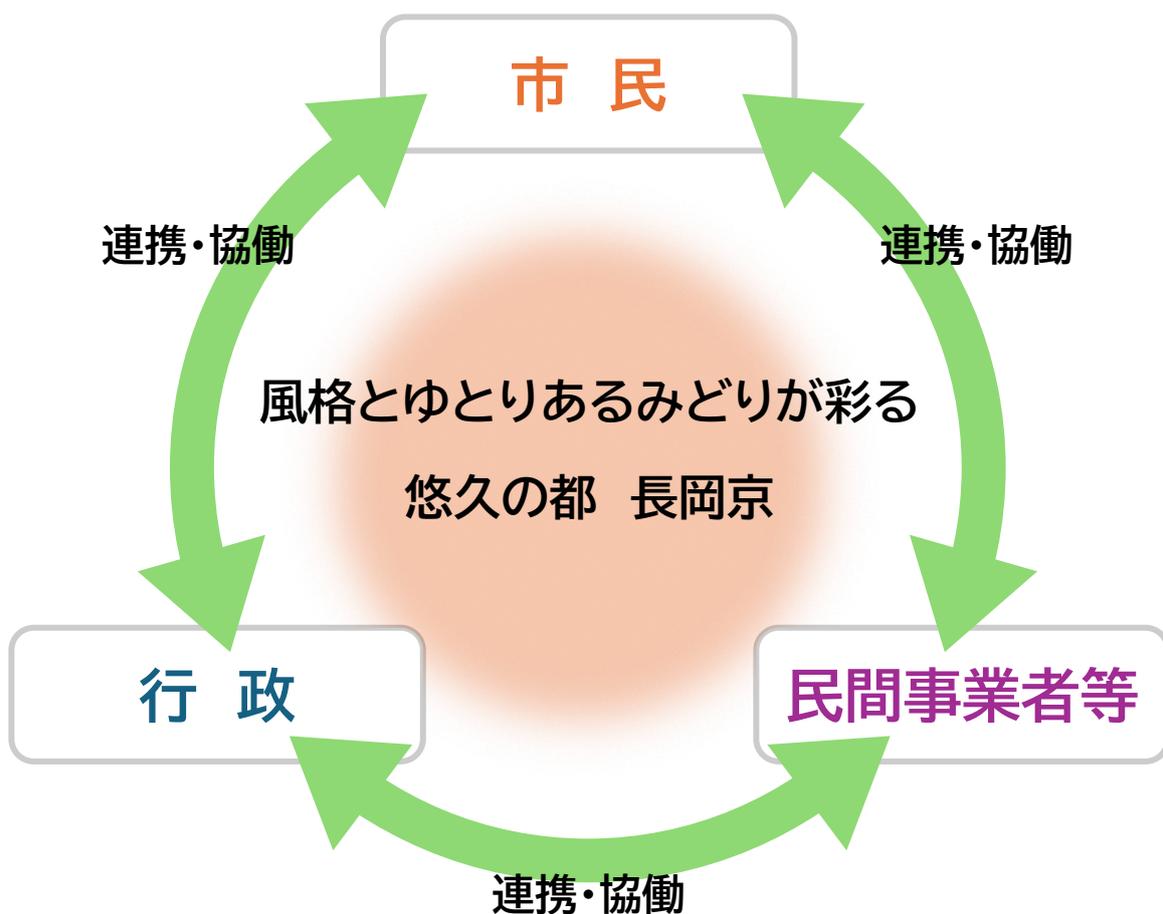
## 第4章 計画の推進に向けて

### 第1節 推進体制

#### 1. 推進の基本的な考え方

これまで、まちづくりは行政が主体となって進められてきましたが、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化、さらには気候変動や防災対応など、みどりを取り巻く環境は大きく変化しています。これからのみどりのまちづくりは、行政だけでなく、市民、事業者、地域団体など多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら協働し、地域の特性に応じた魅力と活力のある地域づくりを進めていくことが求められます。

本市では、施策の推進にあたり、関係主体が共通の目標を共有し、連携して取り組める協働の体制整備を図ります。



## 2. 庁内の推進体制

本市は「長岡京しみどりの基本計画」に基づき、みどりの施策を進めます。施策の推進にあたっては、みどりに関わる各部署が連携し、各施策の継続、新たな施策に取り組むとともに、定期的に情報共有を行い、施策の進捗管理を着実に進めます。



## 3. 計画の周知・啓発

本計画を推進し、市民や事業者との協働を促進するためには、まず多くの方に計画の内容に関心を持っていただくことが重要です。本計画が目指す将来像や施策の内容について、市ホームページや広報誌、SNS<sup>※</sup>等を活用して分かりやすく発信します。また、関連イベント等、あらゆる機会を捉えて普及啓発を図り、計画内容の市民への浸透に努めます。



## 4. 市民や事業者等との連携

市民は、身近な花やみどりを守り、育て、創り出す主体であり、その日々の行動や地域での活動は、まち全体のみどりの質を高める原動力となります。また、事業者は地域社会の一員として、緑化活動や協賛、CSR 活動等を通じて地域に貢献することが期待されています。

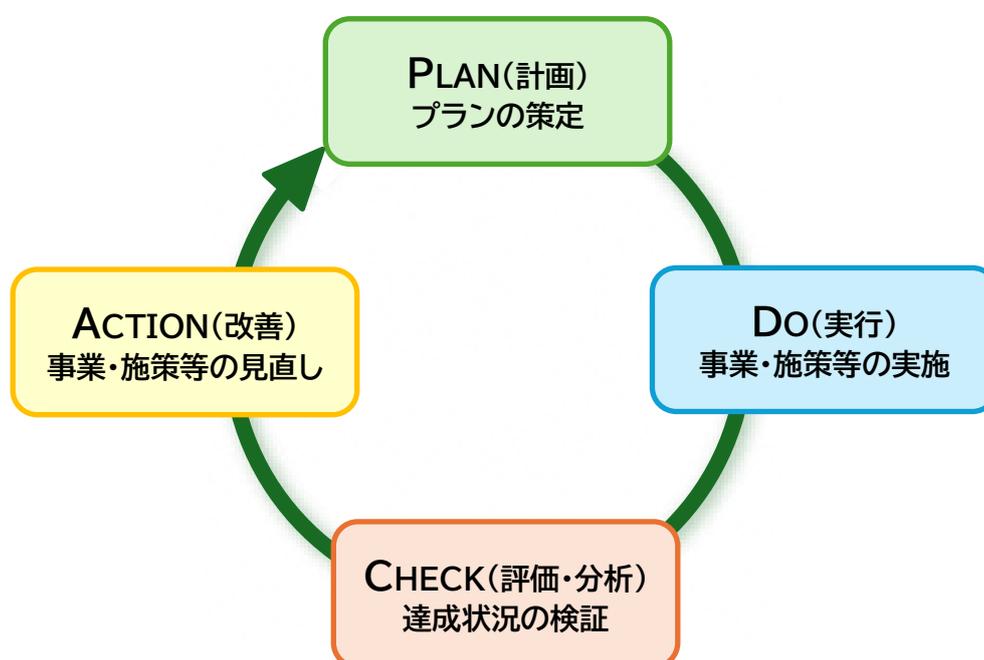
そのため、本市は、市民、市民団体、学校、企業、地域組織など多様な主体と連携し、それぞれが持つ情報やノウハウ、強みなどを共有しながら、みどりの課題や今後のみどりのまちづくりに共同で取り組めるよう、協働の仕組みづくりと機会の創出に努めます。



## 第2節 進行管理

### 1. 進行管理の基本的な考え方とサイクル

本計画が目指す「みどりの基本理念」の実現に向けて、施策を推進し、その効果を確実に高めていくため、計画期間内で進行管理を行います。進行管理にあたっては、PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルの考え方に基づき、施策の計画(Plan)、実行(Do)、検証(Check)、そして次の施策への改善・見直し(Action)のプロセスを定期的を実施し、実効性の向上に努めます。



## 2. 進行管理の方法と体制

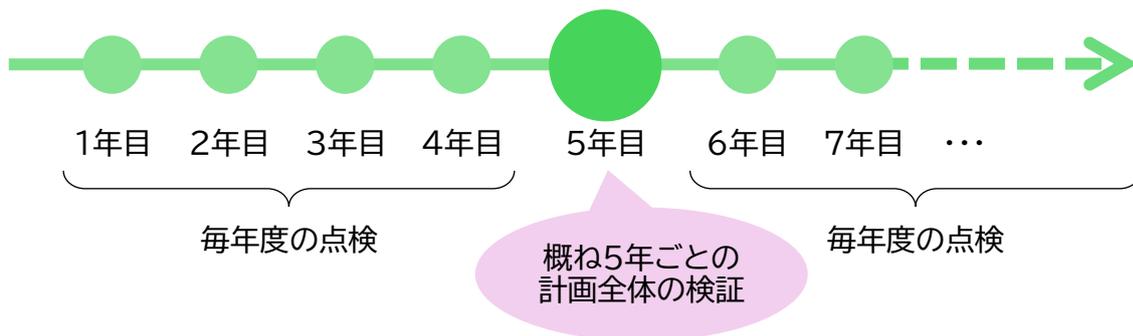
本計画の計画期間は今後、概ね20年間としますが、社会情勢の変化等に柔軟に対応し、実効性を確保するため、以下の通り「毎年度の点検」と「定期的な検証」を行います。

### (1) 毎年度の点検(庁内PDCA)

庁内の推進体制において、毎年度、具体的な取組の実施状況や目標指標の達成状況について点検・評価を行います。点検の結果明らかになった課題については、速やかに次年度の事業計画や予算編成に反映させ、早期の改善を図ります。

### (2) 定期的な検証(フォローアップ)

毎年度の点検の積み重ねを踏まえ、概ね5年ごとに計画全体の検証(フォローアップ)を行います。フォローアップにあたっては、庁内での確認に加え、外部有識者や市民代表等による第三者評価の場(例:「長岡京市緑の基本計画策定委員会」など)を設けます。そこで行われる客観的な評価や提言を最大限に尊重し、法改正や社会情勢の変化、上位・関連計画の動向なども踏まえ、必要に応じて計画の見直しを適切に行います。





# 資料編

1. 策定経過
2. 用語解説



# 資料編

## 1. 策定経過

日程		主な内容
2024(令和6)年	8月27日	第1回 長岡京市緑の基本計画策定委員会開催 計画策定の方針・みどりの現況等・ 市民意識調査(アンケート)内容の確認
	10月11日～ 10月31日	みどりに関する市民意識調査の実施
	11月26日	第2回 長岡京市緑の基本計画策定委員会開催 みどりの現況等・課題整理案の確認、 市民意識調査(アンケート)結果の報告
2025(令和7)年	3月21日	第3回 長岡京市緑の基本計画策定委員会開催 計画構成案の確認、目標・方針・施策の 方向性等の検討
	9月11日	第4回 長岡京市緑の基本計画策定委員会開催 計画の目次構成、課題、基本方針等の検討
	11月12日	第5回 長岡京市緑の基本計画策定委員会開催 パブリックコメント案の確認
2025(令和7)年 2026(令和8)年	12月17日～ 1月16日	パブリックコメントの実施
2026(令和8)年	2月10日	第6回 長岡京市緑の基本計画策定委員会開催 パブリックコメントの結果報告、計画案の確認



長岡京市緑の基本計画策定委員会の風景

■長岡京市緑の基本計画策定委員会名簿

役職	氏名	所属等
委員長	森本 幸裕	京都市都市緑化協会理事長 京都大学名誉教授 地球環境学堂
副委員長	宮前 保子	株式会社スペースビジョン研究所 取締役所長 京都市都市緑化協会理事
委員	平野 謙	長岡京市環境の都づくり会議
	山本 美津子	長岡京市みどりのサポーター
	吉岡 洋	西山森林整備推進協議会
	小山 保博	長岡京市農家組合長連絡協議会
	藤井 昇二	長岡京市森林組合
	田中 邦彰	長岡京市商工会
	鞆岡 義之	長岡京市観光協会
	志水 忠弘	公益財団法人長岡京市緑の協会
	所 千夏	市民公募
幹事	能勢 泰人	総合政策部長
	碓 恵	環境経済部長
	中島 早苗	教育部長
	兒島 茂	建設交通部理事
	日高 正人	建設交通部長

敬称略・順不同

## 2. 用語解説

### あ行

インクルーシブ	「包摂的な、すべてを包み込む」という意味。性別や人種、障がいの有無などによって排除されることなく、分け隔てなく、生活できること。
ウェルビーイング	Well(良い)と Being(状態)が組み合わさった言葉で、心身と社会的な健康を意味する概念。「幸福」とも訳される。
ウォーカーブル	「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、歩きたくなる人中心の空間へと転換していくまちづくりにおいて用いられる用語。
エコロジカル・ネットワーク	野生生物が生息・生育する様々な空間、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等がつながる生態系のネットワークのこと。生態系ネットワークとも呼ばれる。
SNS(エスエヌエス)	Social Networking Service の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。
園芸療法	医療や福祉分野をはじめ、多様な領域で支援を必要とする人たち(療法的かわりを要する人々)の幸福を、園芸を通して支援する活動。

### か行

街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等公害の防止や緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的として造成される緑地。
官民連携手法	多くの地方公共団体にとって、厳しい財政状況や人口減少、公共施設の老朽化などに適切に対応しながら、活気に溢れる地域経済を実現していくことは、喫緊の課題である。PPP(Public Private Partnership)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI(Private Finance Initiative)など、様々な方式がある。官民連携(PPP/PFI)により、良質な公共サービスの提供やコスト削減、地域活性化など、様々な効果が期待できる。今後の地域経済の持続的な発展に向けて、このような官民連携手法の積極的な導入検討が求められている。地域の様々な状況・課題に対応するため、各地域の実情にあわせた様々な官民連携事業が全国で検討・実施されている。
キッチンガーデン	地域住民が共同で野菜やハーブなどを育てる庭や活動を指し、住民同士の交流を促進する場のこと。
共創	市民や市民団体、企業、行政等が、お互いを尊重し合い、共通の目的を実現するために、対等な立場で相互に補完、協力すること。
近畿圏近郊緑地保全区域	近畿圏近郊緑地保全法に基づき、近郊整備地帯内の良好な自然環境を形成している緑地で、住民の健全な生活環境の確保、公害・災害の防止等の目的で、国土交通大臣が指定する緑地。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2ha を標準として配置する。

グリーンインフラ	社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。
景観重要樹木 <small>けいかんじゅうようじゅもく</small>	景観計画に定められた指定の方針に則り、良好な景観の形成に重要な樹木として指定するもの。
広域緑地計画 <small>こういきりょくちけいかく</small> (緑の広域計画) <small>みどり こういきけいかく</small>	都市緑地法に基づき、都道府県が一つの市町村の区域を超える広域的な見地から、系統的な緑地の配置方針等を示すものとして緑の基本方針に基づいて策定されるもの。
コミュニティガーデン	地域の住民などが協力しながら緑化を図り、つくり出された地域の「庭」のこと。

## さ行

サウンディング調査 <small>ちようさ</small> (対話型市場調査) <small>たいわがたしじようちようさ</small>	市有地などの活用方法について、公募により民間事業者から広く意見や提案を求め、事業への有用な意見やアイデアを収集することを目的とした、民間事業者と市との直接の意見交換による調査。
市街化区域 <small>しがいかくいき</small>	都市計画法に基づき定められる、市街化を促進する区域。すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域。
市街化調整区域 <small>しがいかちようせいいき</small>	都市計画法に基づき定められる、市街化を抑制する区域。
自然共生サイト <small>しぜんきようせい</small>	環境省が認定する「民間の取り組みによって生物多様性の保全が図られている区域」の制度。地域生物多様性増進法に基づき認定された実施計画の実施区域も「自然共生サイト」となる。
市民緑地認定制度 <small>しみんりょくちにんていせいど</small>	民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。
シルバー農園 <small>のうえん</small>	野菜づくりを通じて、高齢者の方の生きがいづくりと健康の増進を図るための農園。
生産緑地地区 <small>せいさんりょくちちく</small> (生産緑地制度) <small>せいさんりょくちせいど</small>	良好な生活環境の確保に効果があり、かつ公共施設等を予定する敷地として適した都市農地を保全するため、都市計画で決定された地域地区のこと。
生物多様性 <small>せいぶつたようせい</small>	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。
生物多様性増進法 <small>せいぶつたようせいぞうしんほう</small>	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律のこと。事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を講じることで、豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進しようとするもの。
生物多様性増進活動 <small>せいぶつたようせいぞうしんかつどう</small> 実施計画 <small>じっしけいかく</small>	生物多様性増進法に基づき、企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する活動に関する計画。
ゼロカーボンシティ <small>だつたんそしゃかい</small> (脱炭素社会)	2050(令和32)年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。
総合公園 <small>そうごうこうえん</small>	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

## た行

ちいきしんりんけいかく 地域森林計画	都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの。
ちくこうえん 地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
とくべつりよくちほぜんちく 特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区のこと。
としけいかくくいき 都市計画区域	健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。
としけいかくこうえん 都市計画公園	都市計画法に基づき、都市計画でその区域が定められている公園。
としけいかく 都市計画マスタープラン	都市計画法に基づいて、市町村が策定主体となって、都市計画区域における都市づくりの将来ビジョンを示す計画。
としけいかくくいき 都市計画区域マスタープラン	都市計画法に基づいて、都道府県が都市計画区域ごとに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として定める、まちづくりの基本的な方針。
としこうえん 都市公園	都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園と緑地。
としこうえんほう 都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された。この法律には都市公園の定義や管理に係る事項等について定められている。
としりよくちほう 都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された。この法律には、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。

## な行

ながおかしょうしこうえん・りよくち 長岡京市公園・緑地 せいびきんじょうれい 整備基金条例	長岡京市が行う公園・緑地の整備に必要な資金を積み立てるために設置され、公園・緑地の整備に必要な財源に充てることができる。
にしやましんりんせいびすいしんきょう 西山森林整備推進協 ぎかい 議会	手入れ不足による森林や竹林の荒廃、放置竹林の拡大、イノシシやシカなどによる獣害、生物多様性の低下、自然災害による木々の枯死など、西山には多くの課題があり、これらの課題を解決するべく、2005(平成17)年に設立された組織。構成員は、森林所有者、市民、NPO法人、ボランティア団体、企業、学校、行政など。
ネイチャーポジティブ	ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指すもの。今の地球は過去1,000万年間の平均と比べて10倍~100倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態にあり、この状況から、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこう

	というのがネイチャーポジティブの趣旨。2022(令和4年)年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)や、G7 2030年自然協約などにおいてもその考え方が掲げられるなど、国際的な認知度も高まっているキーワード。
のうぎょうしんこうちいきのうようち 農業振興地域農用地 くいき 区域	農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

## は行

Park-PFI(パーク ピーエフアイ)(公募 せっちかんりせいど 設置管理制度)	飲食店、売店等の公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して周辺の園路、広場等の公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募で選定する制度で、都市公園に民間の優良な投資を誘導する新たな整備・管理手法のこと。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等を表示した地図。「洪水」、「土砂災害」、「地震」等の種類がある。
ヒートアイランド現象 <sup>げんしやう</sup>	市街地の気温が周辺の郊外部と比べて高くなる現象。
ビオトープ	「地域の野生の生きものが暮らす場所」を意味する。人工的に造った池など、特別なものを指すのではなく、身近にある森林や草地、河川や河原、池や湖沼、海や干潟など、その地域にもともと生息している、野生の生きものたちが暮らしたり、利用したりする場所のことを言う。
ふうちちく 風致地区	都市の中の樹林地、水辺地等で構成された良好な自然的景観を維持するため、都市計画法に基づき指定された区域。風致地区内では、一定の行為を行う場合はあらかじめ許可が必要となる。
プレイリーダー	子どもが自ら遊び育つ環境づくりの知識と技能を備え、多様な人が参画できる子どもを中心とした遊び場をつくる人のこと。
ほあんりん 保安林	保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。
ほぞんじゆもく 保存樹木	緑の保全及び緑化の推進を図ることを目的に「長岡京市生活環境の向上等に関する基本条例」の規定に基づく、「長岡京市緑化推進要綱」及び「長岡京市緑化推進事務取扱要領」により、長岡京市が指定した樹木のこと。指定基準は、樹木が健全で樹容が景観上特にすぐれており、高さが概ね10メートル以上で、1.5メートルの高さにおける幹の周囲が概ね1.5メートル以上であること等。本市では、これら保存樹木の保全・育成を図るため、(公財)長岡京市緑の協会と協力し、樹木の所有者に対し、助成(1本に付3,000円)を行っている。
ぼうさいあずまや 防災四阿	平常時は四阿として使用し、災害時には柱の中からカーテン状のシートを引き出し、テントシートを囲うことで一時避難場所や災害対策本部として使用可能。

## や行

ゆうりょうりよくちかくほけいかく 優良緑地確保計画 にんていせいど 認定制度 (TSUNAG)	都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が「気候変動対策」「生物多様性の確保」「Well-
---	--

---

Being の向上」等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度。

---

## ら行

りょつかじゆうてんちく  
緑化重点地区

緑化の推進を重点的に図るべき地区として、緑の基本計画において任意に定める事項の一つ。

りょつかちいきせいど  
緑化地域制度

都市緑地法第に基づき、みどりが不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

りょくちほぜん りょくかすいしん  
緑地保全・緑化推進  
ほうじん ほうじん  
法人(みどり法人)  
せいど  
制度

都市緑地法に基づき、地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。

りょくひりつ  
緑被率

特定の区域に占める植物の緑で被覆された土地、もしくは自然的環境の状態にある土地の割合を指す。本計画では、田、畑なども緑被地としている。

---

## わ行

ワークショップ

参加者同士で自由に意見を出し合い、お互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。

---

## 長岡京市第2次みどりの基本計画

---

■発行日 2026(令和8)年3月

■発行 京都府長岡京市

■編集 長岡京市建設交通部公園緑地課

〒617-8501

京都府長岡京市開田1丁目1番1号

TEL:075-955-9716

FAX:075-951-5410

E-mail: [kouenryokuchi@city.nagaokakyo.lg.jp](mailto:kouenryokuchi@city.nagaokakyo.lg.jp)

---



